

令和元年度 第1回

国民健康保険運営協議会議案

日時 : 令和元年5月28日(火) 午後6時30分～

場所 : 帯広市役所10階第6会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 諮 問

・令和元年度国民健康保険料率について

(2) その他

4 閉 会

目 次

諮 問

1 令和元年度国民健康保険料率について……………	P1
--------------------------	----

2 説明資料

(1) 令和元年度国民健康保険料率算定の考え方……………	P2
------------------------------	----

(2) 前年比較表……………	P3
----------------	----

(3) モデルケース別・所得金額別保険料……………	P5
---------------------------	----

(4) 積算内訳

①医療保険分(一般)……………	P6
-----------------	----

②後期高齢者支援金分(一般)……………	P7
---------------------	----

③介護納付金分(2号被保険者)……………	P8
----------------------	----

(5) 標準保険料率との比較

①医療保険分(一般)……………	P9
-----------------	----

②後期高齢者支援金分(一般)……………	P10
---------------------	-----

③介護納付金分(2号被保険者)……………	P11
----------------------	-----

その他

諮 問

1 令和元年度国民健康保険料率について

① 医療保険分(一般)

区 分	令和元年度
所得割	7.54%
被保険者 均等割	23,870円
世帯別 平等割	23,290円

② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	令和元年度
所得割	2.56%
被保険者 均等割	7,920円
世帯別 平等割	7,730円

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	令和元年度
所得割	1.78%
被保険者 均等割	8,790円
世帯別 平等割	6,240円

2 説明資料

(1) 令和元年度国民健康保険料率算定の考え方

①都道府県単位化に伴う算定方法の変更

○保険料水準の平準化

都道府県単位化に伴う保険料水準の平準化を目指すため、激変緩和期間終了後の令和6年度に帯広市の標準保険料率の賦課割合(所得割:均等割:平等割=47:37:16)と同様になるよう、段階的に賦課割合を見直す。

令和元年度については、国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針に基づき次のとおり改定する。

	令和元年度	平成30年度	増△減
所得割	50	50	改定なし
均等割	31	30	1
平等割	19	20	△1

②保険料率算定に係るその他の制度改正

○低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額の見直し

物価の上昇等に対応し、軽減判定基準額を引上げ

区分		基準額算定式	
7割 軽減	新	330,000円	変更なし
	旧	330,000円	
5割 軽減	新	330,000円 + 280,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 275,000円 × 被保険者数	
2割 軽減	新	330,000円 + 510,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 500,000円 × 被保険者数	

○賦課限度額

法定賦課限度額にあわせて改定

区分	令和元年度	平成30年度	増△減
医療保険分	610,000円	580,000円	30,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	0円
介護納付金分	160,000円	160,000円	0円
合計	960,000円	930,000円	30,000円

(2) 前年比較表

① 医療保険分(一般)

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減	
所 得 割		7.54%	7.58%	△0.04ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		23,870円	22,670円	1,200円	
世 帯 別 平 等 割		23,290円	24,350円	△1,060円	
賦 課 限 度 額		610,000円	580,000円	30,000円	
1 人 当 たり 賦 課 額		77,000円	75,535円	1,465円	1.94%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	55,086円	53,473円	1,613円	3.02%
	限度額到達世帯 含む全世帯	64,565円	63,451円	1,114円	1.76%

② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減	
所 得 割		2.56%	2.76%	△0.20ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		7,920円	8,000円	△80円	
世 帯 別 平 等 割		7,730円	8,590円	△860円	
賦 課 限 度 額		190,000円	190,000円	0円	
1 人 当 たり 賦 課 額		25,528円	26,640円	△1,112円	△4.17%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	18,194円	18,910円	△716円	△3.79%
	限度額到達世帯 含む全世帯	21,420円	22,411円	△991円	△4.42%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減	
所 得 割		1.78%	2.00%	△0.22ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		8,790円	9,030円	△240円	
世 帯 別 平 等 割		6,240円	7,140円	△900円	
賦 課 限 度 額		160,000円	160,000円	0円	
1 人 当 たり 賦 課 額		28,329円	30,080円	△1,751円	△5.82%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	19,829円	20,548円	△719円	△3.50%
	限度額到達世帯 含む全世帯	24,218円	25,843円	△1,625円	△6.29%

賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区 分		令和元年度	平成30年度	増△減	
所 得 割		11.88%	12.34%	△0.46ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		40,580円	39,700円	880円	
世 帯 別 平 等 割		37,260円	40,080円	△2,820円	
賦 課 限 度 額		960,000円	930,000円	30,000円	
1 人 当 たり 賦 課 額		130,857円	132,255円	△1,398円	△1.06%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	93,109円	92,931円	178円	0.19%
	限度額到達世帯 含む全世帯	110,203円	111,705円	△1,502円	△1.34%

<参考>

1世帯当たり賦課額	190,470円	194,422円	△3,952円	△2.03%
1世帯当たり調定額	160,273円	164,051円	△3,778円	△2.30%

保険料前年対比減の主な要因

財政運営の都道府県単位化に伴い、平成30年度からは、北海道から示される納付金に基づき算定する「保険料収納必要額(保険料や保険料法定軽減分の補てん措置である一般会計繰入金などの合計額)」により保険料を算定することになっています。

令和元年度については、納付金総額の減少に加え、被保険者数の減少見込が落ち着いたことにより、全体的に保険料負担が減少しています。

また、保険料賦課割合の変更により医療保険分の均等割の負担額が増えていますが、その他の区分では保険料負担が減少しているため、前年度と世帯構成・所得が変わらない場合、賦課限度額超過世帯を除くほとんどの世帯で保険料負担が減少します。

○保険料負担減の要因

・北海道全体の保険料収納必要額の減少

北海道全体の保険料収納必要額の増を抑制するため、北海道財政安定化基金の特例基金を一部取崩したことなどにより帯広市の保険料収納必要額も減少

【3区分合計保険料収納必要額】

平成30年度 3,520,960千円 ⇒ 令和元年度 3,481,730千円 (39,230千円、1.11%減)

・納付金算定時と保険料率算定時における被保険者数見込みの差

納付金算定時の北海道による推計値と比較し、保険料率算定時における帯広市の推計値の方が減少率が低いことから、一人当たり保険料負担額が減少

【納付金算定時】

平成30年度 34,867人 ⇒ 令和元年度 32,860人 (2,007人、5.76%減)

【保険料率算定時】

平成30年度 34,318人 ⇒ 令和元年度 33,751人 (567人、1.65%減)

(3)モデルケース別・所得金額別保険料

(単位:円)

所得金額		0円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
(参考) 収入金額	給与収入	65万円以下	115万円	167万円	240万円	311万円	443万円	568万円	689万円	800万円	911万円	1,021万円
	年金収入	120万円以下	170万円	220万円	270万円	320万円	445万円					
単身世帯 介護なし	H30保険料	⑦ 19,000	⑤ 49,200	132,800	184,500	236,200	339,600	443,000	546,400	649,800	742,600	770,000
	R1保険料	⑦ 18,700	⑤ 48,400	130,400	180,900	231,400	332,400	433,400	534,400	635,400	736,400	800,000
	差額	△ 300	△ 800	△ 2,400	△ 3,600	△ 4,800	△ 7,200	△ 9,600	△ 12,000	△ 14,400	△ 6,200	30,000
	改定率	△1.58%	△1.63%	△1.81%	△1.95%	△2.03%	△2.12%	△2.17%	△2.20%	△2.22%	△0.83%	3.90%
単身世帯 介護あり	H30保険料	⑦ 23,800	⑤ 60,600	162,300	224,000	285,700	409,100	532,500	655,900	779,300	892,100	930,000
	R1保険料	⑦ 23,200	⑤ 58,900	157,300	216,700	276,100	394,900	513,700	632,500	751,300	870,100	951,500
	差額	△ 600	△ 1,700	△ 5,000	△ 7,300	△ 9,600	△ 14,200	△ 18,800	△ 23,400	△ 28,000	△ 22,000	21,500
	改定率	△2.52%	△2.81%	△3.08%	△3.26%	△3.36%	△3.47%	△3.53%	△3.57%	△3.59%	△2.47%	2.31%
2人世帯 介護なし	H30保険料	⑦ 28,200	⑤ 64,600	② 144,600	215,100	266,800	370,200	473,600	577,000	680,400	765,200	770,000
	R1保険料	⑦ 28,300	⑤ 64,400	② 143,300	212,700	263,200	364,200	465,200	566,200	667,200	763,900	800,000
	差額	100	△ 200	△ 1,300	△ 2,400	△ 3,600	△ 6,000	△ 8,400	△ 10,800	△ 13,200	△ 1,300	30,000
	改定率	0.35%	△0.31%	△0.90%	△1.12%	△1.35%	△1.62%	△1.77%	△1.87%	△1.94%	△0.17%	3.90%
2人世帯 介護2人	H30保険料	⑦ 35,700	⑤ 80,600	② 178,100	263,700	325,400	448,800	572,200	695,600	819,000	923,800	930,000
	R1保険料	⑦ 35,400	⑤ 79,300	② 174,200	257,300	316,700	435,500	554,300	673,100	791,900	906,400	960,000
	差額	△ 300	△ 1,300	△ 3,900	△ 6,400	△ 8,700	△ 13,300	△ 17,900	△ 22,500	△ 27,100	△ 17,400	30,000
	改定率	△0.84%	△1.61%	△2.19%	△2.43%	△2.67%	△2.96%	△3.13%	△3.23%	△3.31%	△1.88%	3.23%
3人世帯 介護2人	H30保険料	⑦ 44,900	⑤ 95,900	⑤ 157,600	② 264,300	356,100	479,500	602,900	726,300	849,700	928,600	930,000
	R1保険料	⑦ 44,900	⑤ 95,100	⑤ 154,500	② 259,000	348,500	467,300	586,100	704,900	823,700	930,300	960,000
	差額	0	△ 800	△ 3,100	△ 5,300	△ 7,600	△ 12,200	△ 16,800	△ 21,400	△ 26,000	1,700	30,000
	改定率	0.00%	△0.83%	△1.97%	△2.01%	△2.13%	△2.54%	△2.79%	△2.95%	△3.06%	0.18%	3.23%
4人世帯 介護2人	H30保険料	⑦ 54,100	⑤ 111,300	⑤ 173,000	② 288,900	② 350,600	510,200	633,600	757,000	873,400	928,600	930,000
	R1保険料	⑦ 54,500	⑤ 111,100	⑤ 170,500	② 284,400	② 343,800	499,000	617,800	736,600	855,400	942,500	960,000
	差額	400	△ 200	△ 2,500	△ 4,500	△ 6,800	△ 11,200	△ 15,800	△ 20,400	△ 18,000	13,900	30,000
	改定率	0.74%	△0.18%	△1.45%	△1.56%	△1.94%	△2.20%	△2.49%	△2.69%	△2.06%	1.50%	3.23%

※表内に丸数字があるものは法定軽減に該当するケースであり、数字は軽減の割合であるもの(⑦⇒7割軽減、⑤⇒5割軽減、②⇒2割軽減)

※収入金額は、収入がある者が世帯で1人と仮定した場合の、所得額に対応する収入額であるもの(年金収入は65歳以上の被保険者として試算)

(4) 積算内訳

① 医療保険分(一般)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	21,952	1,371	251	21,204
被保険者数	33,751			33,751

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	21,845,562 千円
限度超過所得	4,612,808 千円
賦課標準所得	17,232,754 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
90.84%	2,135,865	2,598,818	77,000円	118,386円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	31/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	1,299,409	805,634	493,775	2,598,818
保険料率 c	7.54%	23,870円	23,290円	-
賦課額 d	1,299,350	805,636	493,835	2,598,821
賦課割合 e	50/100	31/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	419,698
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	2,179,123
独自減免額⑨ h	-	-	-	14,166
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	2,164,957

(v) 一人当たり保険料

		令和元年度	平成30年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	77,000円	75,535円	1,465円	1.94%
調定額	賦課限度額 未満世帯	55,086円	53,473円	1,613円	3.02%
	限度額超過 世帯含む	64,565円	63,451円	1,114円	1.76%

② 後期高齢者支援金分(一般)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	21,952	1,371	251	21,204
被保険者数	33,751			33,751

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	21,845,562 千円
限度超過所得	5,008,883 千円
賦課標準所得	16,836,679 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
91.08%	707,884	861,583	25,528円	39,248円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	31/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	430,791	267,091	163,701	861,583
保険料率 c	2.56%	7,920円	7,730円	-
賦課額 d	431,019	267,308	163,905	862,232
賦課割合 e	50/100	31/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	139,272
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	722,960
独自減免額⑨ h	-	-	-	4,876
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	718,084

(v) 一人当たり保険料

		令和元年度	平成30年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	25,528円	26,640円	△1,112円	△4.17%
調定額	賦課限度額 未満世帯	18,194円	18,910円	△716円	△3.79%
	限度額超過 世帯含む	21,420円	22,411円	△991円	△4.42%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	9,398			9,398
被保険者数	10,893			10,893

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	10,776,390 千円
限度超過所得	2,112,946 千円
賦課標準所得	8,663,444 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
88.95%	257,678	308,590	28,329円	32,836円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	31/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	154,295	95,663	58,632	308,590
保険料率 c	1.78%	8,790円	6,240円	-
賦課額 d	154,209	95,749	58,644	308,602
賦課割合 e	50/100	31/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	44,792
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	263,810
独自減免額⑨ h	-	-	-	1,749
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	262,061

(v) 一人当たり保険料

		令和元年度	平成30年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	28,329円	30,080円	△1,751円	△5.82%
調定額	賦課限度額 未満世帯	19,829円	20,548円	△719円	△3.50%
	限度額超過 世帯含む	24,218円	25,843円	△1,625円	△6.29%

(5) 標準保険料率との比較

① 医療保険分(一般)

		保健事業費 保険料還付金など		収納必要額+軽減・減免額 =2,403,173千円		収納必要額÷収納率 =2,135,865千円(調定額)		
令和元年度 保険料率	道からの通知額	納付金 3,196,531千円 + 個別歳出等 188,439千円 - 個別歳入等 981,797千円 = 国・道補助金 一般会計繰入金 過年度保険料など	保険料 収納必要額 1,940,220千円 保険料法定軽 減額・減免額 462,953千円	予定 収納率 90.84%	賦課総額 2,598,818千円 1人当たり 77,000円	50% 31% 19%	所得割 1,299,409千円 均等割 805,634千円 平等割 493,775千円 賦課標準所得 17,232,754千円 被保険者数 33,751人 世帯数 21,952世帯 特定世帯 1,371世帯 特定継続世帯 251世帯 ※平等割は、特定 世帯は1/2、特定 継続世帯は3/4とし て算定	所得割 7.54% 均等割 23,870円 平等割 23,290円
		道からの通知額 標準保険料率で見 込まれていない経費 や算定可能な補助 金等を算入	賦課総額を精緻化 するため、法定軽 減・減免額を区分し て算定	平成29年度 実績収納率	法定軽減・減免分を 除いた額に収納率を 乗じて算定すること で、賦課総額を精緻 化	「国民健康保険料水準の統一 に向けた保険料賦課割合改定 に関する方針」に基づく賦課割 合 ※令和6年度に標準保険料率 の割合と同様になるよう段階的 に改定	【所得】 平成31年4月1日現在の所得を基準に 被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】 平成31年4月末の被保険者数・世帯数 を基準とした年間推計値	
標準 保険料率	道からの通知額	納付金 3,196,531千円 + 個別歳出等 163,728千円 - 個別歳入等 962,563千円 =	保険料 収納必要額 2,397,696千円	予定 収納率 89.79%	賦課総額 2,670,337千円 保険料軽減額 501,484千円	47% 37% 16%	所得割 1,249,798千円 均等割 992,985千円 平等割 427,554千円 賦課標準所得 15,600,581千円 被保険者数 32,860人 世帯数 20,624世帯	所得割 8.01% 均等割 30,219円 平等割 20,731円
		道からの通知額 国の基準等により算 定することされた経 費や補助金・繰入金 等のみを算入	納付金に個別の歳 出・歳入を加減算し て算定	平成27~29 年度の3カ年 平均収納率	本来収納率の影響 がない法定軽減分を 含め収納率で割り返 しているため、金額 が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均 レベル)や被保険者数・世帯数 に基づき機械的に算定された 賦課割合	【所得】 平成30年度保険料当初賦課時点の所 得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】 平成30年8月までの被保険者数・世帯 数を基準とした推計値	

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

② 後期高齢者支援金分(一般)

収納必要額+軽減・減免額
= 798,440千円

令和元年度保険料率	納付金 899,118千円 + 個別歳出等 1,870千円 - 個別歳入等 102,548千円 = 保険料還付金		保険料 収納必要額 644,741千円 + 保険料法定軽減額・減免額 153,699千円 = 収納必要額+軽減・減免額 = 798,440千円		予定 収納率 91.08%	賦課総額 861,583千円 1人当たり 25,528円	× 50% = 所得割 430,791千円 × 31% = 均等割 267,091千円 × 19% = 平等割 163,701千円	÷ 賦課標準所得 16,836,679千円 ÷ 被保険者数 33,751人 ÷ 世帯数 21,952世帯 特定世帯 1,371世帯 特定継続世帯 251世帯	= 所得割 2.56% = 均等割 7,920円 = 平等割 7,730円
	国・道補助金 一般会計繰入金 過年度保険料など	算定上の世帯数 21,204世帯		※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定					
道からの通知額	歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定	平成29年度実績収納率	法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化	「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合 ※令和6年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定	【所得】平成31年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】平成31年4月末の被保険者数・世帯数を基準とした年間推計値			
納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値			
道からの通知額	歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定	平成27~29年度の3カ年平均収納率	本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合	【所得】平成30年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】平成30年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値			
納付金 899,118千円	+ 個別歳出等 0千円 - 個別歳入等 99,448千円	= 保険料 収納必要額 799,670千円	÷ 予定 収納率 90.04%	= 賦課総額 888,127千円 保険料軽減額 164,581千円	× 47% = 所得割 421,922千円 × 37% = 均等割 325,887千円 × 16% = 平等割 140,318千円	÷ 賦課標準所得 16,405,355千円 ÷ 被保険者数 32,860人 ÷ 世帯数 20,624世帯	= 所得割 2.57% = 均等割 9,917円 = 平等割 6,804円		

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

③ 介護納付金分(2号被保険者)

収納必要額+軽減・減免額
=280,117千円

令和元年度 保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 800千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額 229,205千円</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率 88.95%</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>50%</td> <td>=</td> <td>所得割 154,295千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 8,663,444千円</td> <td>=</td> <td>所得割 1.78%</td> </tr> <tr> <td>315,914千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 36,597千円</td> <td>=</td> <td>保険料法定軽 減額・減免額 50,912千円</td> <td>+</td> <td></td> <td>=</td> <td>308,590千円</td> <td>×</td> <td>31%</td> <td>=</td> <td>均等割 95,663千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 10,893人</td> <td>=</td> <td>均等割 8,790円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1人当たり 28,329円</td> <td>×</td> <td>19%</td> <td>=</td> <td>平等割 58,632千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 9,398世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 6,240円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 800千円	=	保険料 収納必要額 229,205千円	÷	予定 収納率 88.95%	=	賦課総額	×	50%	=	所得割 154,295千円	÷	賦課標準所得 8,663,444千円	=	所得割 1.78%	315,914千円	-	個別歳入等 36,597千円	=	保険料法定軽 減額・減免額 50,912千円	+		=	308,590千円	×	31%	=	均等割 95,663千円	÷	被保険者数 10,893人	=	均等割 8,790円									1人当たり 28,329円	×	19%	=	平等割 58,632千円	÷	世帯数 9,398世帯	=	平等割 6,240円	<p>歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定</p> <p>平成29年度実績収納率</p> <p>法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化</p> <p>「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合 ※令和6年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定</p> <p>【所得】平成31年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】平成31年4月末の被保険者数・世帯数を基準とした年間推計値</p>
	納付金	+	個別歳出等 800千円	=	保険料 収納必要額 229,205千円	÷	予定 収納率 88.95%	=	賦課総額	×	50%	=	所得割 154,295千円	÷	賦課標準所得 8,663,444千円	=	所得割 1.78%																																				
315,914千円	-	個別歳入等 36,597千円	=	保険料法定軽 減額・減免額 50,912千円	+		=	308,590千円	×	31%	=	均等割 95,663千円	÷	被保険者数 10,893人	=	均等割 8,790円																																					
								1人当たり 28,329円	×	19%	=	平等割 58,632千円	÷	世帯数 9,398世帯	=	平等割 6,240円																																					
標準保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 227千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>51%</td> <td>=</td> <td>所得割 162,975千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 8,376,263千円</td> <td>=</td> <td>所得割 1.95%</td> </tr> <tr> <td>315,914千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 35,667千円</td> <td>=</td> <td>280,474千円</td> <td>÷</td> <td>88.38%</td> <td>=</td> <td>317,350千円</td> <td>×</td> <td>34%</td> <td>=</td> <td>均等割 107,993千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 10,645人</td> <td>=</td> <td>均等割 10,145円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保険料軽減額 51,541千円</td> <td>×</td> <td>15%</td> <td>=</td> <td>平等割 46,382千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 8,865世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 5,232円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 227千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	51%	=	所得割 162,975千円	÷	賦課標準所得 8,376,263千円	=	所得割 1.95%	315,914千円	-	個別歳入等 35,667千円	=	280,474千円	÷	88.38%	=	317,350千円	×	34%	=	均等割 107,993千円	÷	被保険者数 10,645人	=	均等割 10,145円									保険料軽減額 51,541千円	×	15%	=	平等割 46,382千円	÷	世帯数 8,865世帯	=	平等割 5,232円	<p>歳出に退職被保険者の保険料軽減分を計上(実際に歳出はないが適切な料率算定のため加算) 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p> <p>平成27~29年度の3カ年平均収納率</p> <p>本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる</p> <p>帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合</p> <p>【所得】平成30年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】平成30年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値</p>
納付金	+	個別歳出等 227千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	51%	=	所得割 162,975千円	÷	賦課標準所得 8,376,263千円	=	所得割 1.95%																																					
315,914千円	-	個別歳入等 35,667千円	=	280,474千円	÷	88.38%	=	317,350千円	×	34%	=	均等割 107,993千円	÷	被保険者数 10,645人	=	均等割 10,145円																																					
								保険料軽減額 51,541千円	×	15%	=	平等割 46,382千円	÷	世帯数 8,865世帯	=	平等割 5,232円																																					
	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値																																														